

山梨県施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護保険施設等の円滑な開設を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、次に定める特別対策事業を対象とする。

(1) 施設開設準備経費助成特別対策事業

施設開設準備経費助成特別対策事業とは、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、特別養護老人ホーム等を設置する民間事業者に対し、当該施設等の開設準備に必要な職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等について県が補助する事業及び補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業、並びに市町村が設置した特別養護老人ホーム等の施設等の開設準備に要する経費に県が補助する事業をいう。ただし、次に掲げる場合は、対象としない。

ア 平成23年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業である場合

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる場合

ウ 他の県補助制度又は国負担(補助)制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

(2) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

定期借地権利用による整備促進特別対策事業とは、施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)について、県が補助する事業及び補助金を財源の全部又は一部として市町村が民間事業者に補助する事業をいう。ただし、次に掲げる場合は、対象としない。

ア 保証金として授受される一時金である場合

イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合

ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合

エ 他の県補助制度又は国負担(補助)制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次のとおりとする。

(1) 施設開設準備経費助成特別対策事業

別表1第1欄の補助事業者とし、市町村が補助事業者となる場合は、民間事業者への補助により事業を実施することができるものとする。

(2) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

別表2第1欄の補助事業者とし、市町村が補助事業者となる場合は、民間事業者への補

助により事業を実施するものとする。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 施設開設準備経費助成特別対策事業
別表1第5欄及び第6欄に掲げるとおりとする。
- (2) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業
別表2第4欄及び第5欄に掲げるとおりとする。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 特別対策事業の補助金交付額は、次により算出した額とし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 施設開設準備経費助成特別対策事業
別表1の第2欄に定める施設等ごとに、第3欄に定める交付基礎単価に第4欄に定める単位の数を乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (2) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業
別表2の第2欄に定める施設等ごとに、第3欄に定める交付基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、次に定める補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者が施設設置者の場合
施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金交付申請書(様式第1-1号)
- (2) 補助事業者が市町村の場合
施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金交付申請書(様式第1-2号)

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 県が民間事業者の実施する事業に補助する場合
県が、民間事業者が実施する事業(以下「県補助対象事業」という。)に対して、補助金を交付する場合は、県補助対象事業を実施する者(以下「県補助対象事業者」という。)に対し次の条件を付すものとする。
 - ア 県補助対象事業の内容の変更(次に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、施設開設準備経費助成特別対策事業と定期借地権利用による整備促進特別対策事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
 - (ア) 事業の内容については、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。
 - (イ) 事業に要する経費の配分については、施設開設準備経費助成特別対策事業における経費区分間のいずれか少ない額の20%以内の変更。
 - イ 県補助対象事業を中止し、又は廃止(一部中止、又は廃止を含む。)する場合には、

中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
ウ 県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は県補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けず、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ク 県補助対象事業者は、県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を県補助対象事業の完了の日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 県補助対象事業者が県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 県補助対象事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である県補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

なお、県補助対象事業者の事由による定期借地権契約の解約であっても、県補助対象事業者は、返還額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

シ 県補助対象事業者がアからコにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（2）市町村が実施する施設開設準備経費助成特別対策事業に補助する場合

県が、市町村が実施する施設開設準備経費助成特別対策事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、この補助金を交付する場合は、市町村に対し次の条件を付すものとす

る。

ア 市町村実施事業の内容の変更（次に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（ア）事業の内容については、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。

（イ）事業に要する経費の配分については、施設開設準備経費助成特別対策事業における経費区分間のいずれか少ない額の20%以内の変更。

イ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、中止・廃止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村実施事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けず、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ク 市町村がアからキにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（3）市町村が民間事業者の実施する事業に補助する場合

県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に、この補助金を交付する場合は、市町村に対して次の条件を付すものとする。

ア 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止・廃止承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ウ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業完了の日（事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

エ 市町村が、市町村補助対象事業に対して県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

（ア）市町村補助対象事業の内容を変更（次に定める軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、施設開設準備経費助成特別対策

事業と定期借地権利用による整備促進特別対策事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

- a 事業の内容については、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。
 - b 事業に要する経費の配分については、施設開設準備経費助成特別対策事業における経費区分間のいずれか少ない額の20%以内の変更。
- (イ)市町村補助対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (ウ)市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- (エ)市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (オ)市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (カ)市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (キ)市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。
- なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- (ク)市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日(事業の廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (ケ)市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (コ)市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (サ)市町村補助対象事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとして一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

土地所有者より返還があった場合には、市町村長へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を市町村に納付しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者の事由による定期借地権契約の解約であっても、市町村補助対象事業者は、返還額の全部又は一部を市町村に納付しなければならない。

(シ) 市町村補助対象事業者が、(ア)から(コ)により付した条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

オ エにより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

カ エの(オ)及び(キ)の条件により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ エの(サ)の条件により、市町村補助対象事業者から定期借地権契約の解約による収入があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

ク 市町村補助対象事業者がエにより付した条件に違反し、エの(シ)により市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、特別対策事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、次のとおり事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(1) 補助事業者が施設設置者の場合

施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金実績報告書(様式第5-1号)

(2) 補助事業者が市町村の場合

施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金実績報告書(様式第5-2号)

(補助金の交付)

第10条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成24年7月19日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱廃止後も、なお効力を有する。

附則(平成25年3月14日一部改正)

1 この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附則(平成26年3月31日一部改正)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。